

令和元年度事業計画

1 事業計画の基本姿勢

「平成」の時代が終わり、「令和」が幕を開けた。

新たな時代の幕開けの年に、我々は司法書士法の中に「使命規定」を持つこととなる。

「司法書士は、この法律の定めるところによりその業務とする登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与する」という使命を自覚し、一人一人の司法書士が社会に対してその責任を全うしなければならない。

司法書士はその専門性を発揮するため常に業務についての研鑽を積むとともに新たな時代の幕開けにふさわしい事業展開が必要になる。

2 司法書士法改正

(1) 使命の明確化

現行の司法書士法第1条は、「この法律は」とされ、法の制定目的を定めているのであるが、法改正により第1条を「司法書士は」とし、司法書士の使命を法に直接定めるものである。

今般、使命規定を設けることで、司法書士の社会的な役割と使命を国民に明示することになり、司法書士の自覚に基づく資質の維持向上につながり、国民の利益に資するものである。

(2) 懲戒手続の適正・合理化

①懲戒権者を法務大臣に変更

②除斥期間を新設

懲戒事由の発生から7年経過後は、懲戒手続を開始しない制度（除斥期間）を新設

③戒告処分における聴聞を保障

戒告処分においても聴聞手続を必須に

④懲戒手続中に清算が終了した法人への懲戒処分を可能に

(3) 一人法人の可能性

社員が一人であっても司法書士法人を設立・維持することができるよう規定を改める。

(4) その他

①施行日

公布の日から起算して1年6か月を超えない範囲において政令で定める日

②経過措置

(i) 施行の際に懲戒手続が開始されていない場合には、新法施行前の事案

にも、新法の除斥期間を適用

- (ii) 新法施行前に社員が一人になって解散した法人についても、解散後3年以内は、法人を継続することを許容 など

以上の司法書士法改正の趣旨を理解し、司法書士の使命を国民に周知するとともに会員の自覚を促すための事業を展開していく。

3 研修事業の拡充

司法書士法改正における使命規定の新設に伴い、我々司法書士にとって国民の信頼の担保となる研修制度の充実が最重要課題である。

昨年6月の日司連総会において、「単位制研修の義務の明確化」を趣旨とし、年間12単位取得を必修、そのうち2単位以上は「倫理研修」とする「日司連会員研修規則」の一部改正が承認され、平成31年4月1日に施行された。

日司連のコメントは、「研修義務」は一つの努力基準であり、各単位会の実情に合わせて柔軟に対応してもらえればよいとのことであったが、組織としての各単位会の実情以前に、私たちが自らの能力を向上させるため自己研鑽を積むことは、法的手続きの専門家として当然あるべき姿であり、私たち司法書士個人としてとしての根源的な問題である。

同時に会が行う研修事業は、司法書士個人にとどまらず司法書士制度が国民の期待と信頼に寄与し維持発展のために重要な事業であることを認識しなければならない。

会が豊富な研修コンテンツを準備し、多くの会員が充実した研修を受講できるよう研修環境の整備を進めていくことは当然であるが、当会においても「研修義務化」が議論されるべきである。

4 IT化促進・規制改革推進等の国家戦略対応

平成30年7月20日、デジタル・ガバメント閣僚会議において「デジタル・ガバメント実行計画について」が改訂された。

この実行計画では、①デジタルファースト（原則として、個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する。）②ワンスオンリー（一度提出した情報は、二度提出することを不要とする。）③コネクテッド・ワンストップ（民間サービスを含め、複数の手続・サービスがどこからでも一か所で実現する。）の三つの3原則に沿い、行政のあらゆるサービスを最初から最後までデジタルで完結されることとなっている（行政サービスの100%デジタル化）。

具体的には、マイナンバー等を利用した、不動産登記情報と戸籍情報の連携、本人確認等の手法の見直し、死亡・相続ワンストップサービスなど、司法書士業務に大きな影響を与えるであろう様々な議論がなされている。

しかし、いかにITやAIが駆使され変革した社会になったとしても、我々司法書士は、国民の権利擁護という視点は忘れてはならない。

5 社会的要請への対応

(1) 空家対策事業

現在、大きな社会問題になっているのは、人口減少に伴う空家の増加である。空家対策事業は、ますますその重要度を増しており、当会における空家対策委員会の事業活動及びその実績は、目の見張るものがある。

空家対策委員会の事業は、当会の中心的最重要事業であり、空家対策委員会のこれまでの事業活動及びその確実な実績から多くの信頼が寄せられており、令和元年度もより活発化された事業展開が期待される。

(2) 成年後見制度利用促進

「成年後見制度利用促進基本計画」において、司法書士が、中核機関、地域協議会等で中心的な役割を果たし、地域連携ネットワークの一員として活動すべく、自治体や地域の福祉機関等への働きかけを推進することが期待されている。

今後も公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート山梨支部と協働して成年後見制事業を行う。

6 新しい法的需要や様々な法改正への対応

(1) 平成30年7月6日、法務局における遺言書の保管等に関する法律が成立した。

施行期日は、令和2年7月10日となっている。

また、平成29年5月26日に成立した、民法の一部を改正する法律において、債権関係の規定（契約等）が120年ぶりに改正され、その施行日である令和2年4月1日が迫っている。

これらの法改正について、司法書士が国民の期待に十全に応えるための広報・研修が重要になる。

(2) 民事法律扶助事業に関し、平成30年1月24日施行された改正総合法律支援法による「特定援助対象者法律支援事業」は、高齢者等の権利擁護という大きな枠組みの中で捉えることが必要であり、福祉機関との連携も視野に入れながら取組みを図る。

(3) 相続登記の促進策が進展を見る中で、登記業務の担い手としての責任を果たしつつ、相続手続全般に対して益々多様化する国民の法的ニーズに応えなければならない。

超高齢社会を迎え、財産管理や遺産承継に係る業務の確立と推進、信託登記を含め、各種財産に関する民事信託支援業務が適正に行われ、社会に有益な貢献をしていかなければならない。

7 結びとして

現代社会のスピードと変化は、過去146年の歴史を持つ司法書士制度においても経験したことのない変革の波である。

我々司法書士は、時代の変化に柔軟に対応することが必要となるとともに、同時に、司

法書士の原点を忘れることなく変わってはならないものを常に意識しながら時代とともにあらねばならない。

総務部

1 厚生委員会

- ①会員相互の親睦を深め、情報交換を密にするため、親睦会、忘年会、親睦旅行等を企画し実施する。
- ②人間ドック助成制度の一層の普及を図る。
- ③司法書士会館の適正な運営を図る。

2 登録調査・表彰等選考委員会

- ①登録等の申請者の審査
- ②各種表彰者の選考

3 事故処理委員会

司法書士賠償責任保険の請求があった場合、迅速に対応する。

4 総務委員会

前年度と同様、引き続き下記の事項を検討する。

①委員会活動における委員会間の連絡調整

各委員会の活動につき、他の委員会との情報共有が不足していることから、全委員長を招集する全体会議の開催等による各委員会間の情報交換について検討する。

②会員に対する指導

単位制研修及び年次制研修の未受講者に対する指導について検討する。

③新たな検討課題への対処

新たな検討課題があれば、必要に応じて会議を開き、検討する。

5 苦情対応窓口

- ①市民からの苦情に対しては、迅速な対応を行い早期に問題解決を図っていく。
- ②綱紀案件にならないよう配慮するとともに、問題の把握に努め、親身になって苦情申出人の話を聞き感情を和らげられるような対応を心掛ける。

6 紛議調停委員会

紛議調停の申立があった場合は、誠実に対応する。

7 非司排除委員会

非司行為をする者及び疑いのある者並びにそれらの者に業務を依頼する者に対し、司法書士法73条（非司等の取締り）の規定を周知する。違反者の告発及び告訴等を行うため、関係機関との連携・協力を推進する。司法書士法施行規則第41条の2（司法書士法等違反に関する調査）の規定による法務局長からの調査委嘱に対応し、調査を実施する。

経 理 部

不安定な世の中にあって会員の事件数も減少傾向にあり、会員の収入も思うにまかせぬ現状にあることを認識しながら、次のことを今年度の目標に掲げて努力する。

- ① 予算執行にあっては、適正を旨とし可能な限り節約につとめる。
- ② 会計処理の適正を確保するとともに各種事業活動への支援のあり方の適正及び迅速性を図る。

業 務 部

1 業務推進委員会

(1) 民事信託の検討

- ・ 司法書士業務としての将来性及び課題の整理
- ・ 委員会設置の要否及びその形態について立案

(2) 法務局、裁判所、法テラス、その他関連機関等に関する情報収集と周知活動を行う。(3) 企画部、研修部等の他部と連携し、収集した情報の共有及び展開を図る。

2 予定される関連会議等

【法テラス】

- ・ 司法書士会、弁護士会連絡協議会
- ・ 地方事務所副所長会議
- ・ 生活困窮者自立支援に係る法テラス山梨地方協議会

【関東ブロック業務推進委員会】

- ・ 2021年3月開催が見込まれる「業1グランプリ2020」への対応。

研 修 部

1. 単位制研修の開催

○ 4月13日（土）

「旧法時代の相続」続編

担当者 緑川 雅己・藤原 彰人

講師 神奈川会 中尾先生

10月に行ったものの続き

- 5月18日(土) DVD研修 3.5単位
「統計からみる司法書士の現状分析と将来予測」
担当者 標 芳也
- 6月29日(土) DVD研修 6単位
「相続法改正と司法書士実務」
担当者 藤原 彰人
- 7月20日(土) DVD研修 3.5単位
「在留外国人の相続」
担当者

2. 年次制研修の開催

◎例年にならい11月の開催予定

3. 部会の開催

○会議形式(年間4~5回 予定)

なお、個別的な打合せについてはメール等を活用する

4. 単位取得率向上のために

- (ア) 研修テーマの精査 アンケート等の実施検討
- (イ) 単位取得状況の開示方法の検討と是非 年度内に複数回開示をするか等
- (ウ) 各会員に対する研修案内を各研修毎に複数回送付するか等

広 報 部

1. 対内広報

会員相互の情報交換及び、会務の会員への周知、連絡の為に本年度も下記の通りの広報活動を行っていく予定である。

- ・甲州路発行(機関紙) 8月上旬発行予定
なお、昨年度実施した会員からの原稿の募集を活性化させるための、投稿謝礼(原稿料)を本年度も検討。
- ・かいいん通信発行

2. 対外広報

司法書士制度の周知及び、山梨県司法書士会の活動を広く市民にPRするため下記の通りの広報活動を行っていく予定である。

- ・山梨日日新聞に月極広告掲載 6か月予定

- ・山梨日日新聞新年トップインタビュー 予定
- ・ヴァンフォーレ甲府の団扇広告予定
- ・司法書士の日無料相談会開催予定 8月3日 場所：県立図書館1F（共催）
- ・山梨県司法書士会 PR グッズ作成予定
相談会における相談者の満足度の向上及び、次に繋げる手段として PR グッズを作成し配布を予定。
- ・市町村広報誌における有料広告掲載検討
広報媒体としての、市町村広報の有用性を鑑み、有料広告欄に PR 文の掲載を検討。
- ・HP の活用方法の検討（リニューアルを含む）
相談会及び司法書士へのアクセスの窓口としての HP の重要性を考慮し、HP の活用方法の検討を予定。また、HP が古いため時代に合ったリニューアル、より使い勝手の良いシステムへの移行の為、別の HP 管理体制についても改めて検討。

企 画 事 業 部

年々多様化する司法書士業務の中で、司法書士へ期待される役割も多岐にわたっている。「空家対策」「所有者不明土地対策」「災害時対策」等、各地域によって対応も様々である。司法書士が社会に対して責任ある職能として存在し、市民から信頼され、専門性のさらなる向上に役立つ取り組みをしていくためには、これまで以上に地域社会との連携が必要である。

司法書士業務の拡大と発展のために、社会問題に対し積極的な対応を心がけていくと共に、各会員には、各種事業に積極的に協力いただけるように促していきたい。

1 総合相談センター

①例年どおりの相談会を開催予定です。

その他の相談会の開催日時は、運営委員会で詳細を決定します。
次年度への変更点等は、特になしに。

②定例相談会の開催

| 例年どおりの開催する相談会 | | | (各回派遣数) |
|---------------|-------|---------|---------|
| 金曜相談会 | 第4金曜日 | 18時～20時 | 3名 |
| 甲斐市相談会 | 第2金曜日 | 13時～17時 | 4名 |
| 南アルプス市相談会 | 第3木曜日 | 13時～16時 | 4名 |

| | | | |
|------------|----------|---------------|----|
| 甲府市役所相談会 | 第1水曜日 | 10時～13時 | 2名 |
| 山交相談会 | 第1・第3火曜日 | 13時～16時 | 3名 |
| 笛吹社協相談会 | 毎月1回程度 | 13時30分～15時30分 | 1名 |
| 白州相談会 | 毎月1回程度 | 10時～13時 | 1名 |
| 富士吉田市役所 | 毎月10日 | 13時～16時 | 1名 |
| 都留市心配ごと相談所 | 第1・第3金曜日 | 13時～16時 | 1名 |
| 富士急百貨店相談会 | 第3水曜日 | 13時～16時 | 3名 |

③単発の相談会

| | |
|-------------------|--------------------|
| 法の日相談会 | 各支部にて開催 |
| 相続おすみですか月間相談会 | 各支部にて開催 |
| 税理士会・司法書士会合同相談会 | かいてらす（地場産業センター）で開催 |
| 山梨県会・東京三多摩支会合同相談会 | 小菅村・丹波山村・道志村で開催 |

④各種団体の開催する相談会へ相談員の派遣

- 1日合同行政相談会（峡南・甲府・吉田・山梨市）
- 法務局休日相談会
- 十士会合同相談会（担当は社会保険労務士会）
- 多重債務者相談強化キャンペーン（県民生活センター主催）年2回
- 法律扶助の日無料相談会（山梨県弁護士会）
- 法テラスの日広報活動（甲府駅でグッズ配布）・法テラスの日無料相談会

⑤山交デパート閉店に伴う相談会の備品の撤収

⑥相談会における直接受託における会費納入の徹底

⑦相談会の有料化の第一歩として金曜相談会の有料化の検討

2 調停センター

（1）調停センターの運営について

- ① 各支部・各種団体への説明等引き続き積極的な広報活動を行うと共に、無料の SNS 並びに会員通信を利用させて頂き、当センターの内外広報活動に、より力を入れていきます。
- ② セミナー又は研修会等を開催します。平成30年11月17日に開催させて頂いた山梨英和でのPTA講演会には、多くの親子の参加者があり、当センターをPRする機会を得たと共に、再度研修会等の機会を設けてほしい等の要望も頂きました。平成31年度以降も、継続してセミナー又は研修会を開催していきます。

- ③ 事件管理者・手続実施者のスキル向上や新たな手続実施者養成のため、山梨県司法書士会会員向けの研修会を行いたいと思います。新たな試みとして、調停ロールプレイ研修会を検討し実施します。
- ④ 規程類の修正又は運営上の文書類作成、セミナー又は研修会等の内容の決定のため、また、事案の受託方法や関東ブロック・日本司法書士会連合会・他県調停センターの運営状況の把握のために運営委員会を開催します。

(2) 案件受託のための工夫

- ① 昨年度から作成作業を行ってきたキャッチコピーを使用したチラシを完成させ、広報活動に活用します。
- ② 昨年度に引き続きパンフレットの配付及びホームページの活用を行います。また、各種団体へ出向き、積極的に広報活動を行います。
- ③ 会員が相談を受けた事案や各相談会場で開催される無料相談及び司法書士総合相談センターに持ち込まれた事案について、ADRによる解決に向けたものについて、当センターを紹介してもらえよう働きかけを行うと共に、運営委員が相談員として積極的に相談会へ参加します。

(3) 研修会（セミナー）への参加

運営委員及び手続実施者名簿登載者の個々のスキルアップのため、研修会やセミナーへ運営委員及び手続実施者名簿登載者を派遣します。

(4) 事案の積極的受託

より多くの市民の皆様のお役に立てるよう1つでも多くの事案を積極的に受託します。

尚、平成30年度から引き続き継続している事案が1件あります。2回の期日開催期日は未確定ですが、合意成立に向けて支援していきます。

3 開業支援司法過疎対策委員会

現在、後継者不足のために廃業する企業が増加しているが、司法書士もまた同様の問題を抱えている。司法書士資格は、個人に付与され、業務の依頼もまた資格者個人への信頼やネットワークによるところが大きいので、相当期間をとって対策をしなければ事務所承継は困難である。当会としても地域社会へ司法書士が提供する法的サービスを維持するため会員の事務所承継に取り組む必要がある。

後継者を求める側と後継希望者のマッチングにおいては、まずは求める側が情報発信するところがスタートと考え、本委員会は会員に対して既に構築されている事業承継システムを積極的に利用して貰えるよう促す活動をする。

また本委員会の活動は、従前より県外から本会へ登録者を呼び込むことを主眼に据えていたところ、一方で山梨県内で合格者が輩出されても実務経験を学ぶために山梨

県外に就職するという例も仄聞し、山梨に縁がある資格者が県外に流出しないような施策をとる必要がある。それには地元の試験合格者へ積極的に接触、交流を図っていくことが有効だと考える。

なお、現在、実施されている開業支援金の制度はこれから段階的に縮減し、平成35年5月末日をもって廃止することが予定されている。今後、金銭支援ではない新たな開業支援の体制を整えるべく特別委員会が設置され、配属研修等を検討して新たな方向性が示されるので、当委員会としてはその方向性に沿った情報収集や情報発信等の役割を果たすことにより開業支援活動をしていく。

1. 事務所承継システムのPR

当会会員へ事務所承継システムの存在をPR、利用促進を図る。
そのうえで後継希望者にも関ブロ管内にPR、優秀な人材を山梨で開業してもらえるように情報を提供していく。

2. 関東ブロックでの新規開業者に山梨県会独自の資料提供及び最新情報を提供する。 特に山梨県に縁故ある司法書士試験合格者への説明会等開催し、交流を図る。

4 空家対策委員会

空家対策は国家的プロジェクトであり、各市町村においては、一昨年からは県からの指導に基づき条例が制定され、国、県からの予算配分もなされ、各専門業界に対し委員を嘱託して協議会を立ち上げ、山梨県をはじめとして、各市町村での事業活動が活発化しています。

当会の空家対策委員会も、平成30年度事業報告のとおり年7回の空家対策運営委員会を開催し、空家対策に係るポスター、パンフレットを作成の上、県内市町村の空家対策担当部署へ配布し、また山梨県や各市町村と連携を図り、空家対策セミナーや無料相談会を開催して、積極的に啓蒙活動に励んできました。

また、昨年度は、甲府市から13件、笛吹市から17件の空家の戸籍等収集業務も山梨県公共嘱託登記司法書士協会を介して受託し、一定の成果を収めることができました。

今後益々、空家対策事業は飛躍することと思います。

そこで、今年度は、市町村別の事業担当グループを中心に、甲府市や甲斐市以外の市町
村とも当会との業務委託協定書の締結を積極的に行い、各市町村の空家対策事業に積極
的
に取り込むこととし、この対応として、平成31年度事業計画を次のとおりいたします。

記

1. 積極的な空家対策事業の推進
2. 各市町村との空家等対策に関する協定書・業務委託契約の締結
3. 空家等対策に係るセミナー・相談会の開催並びに講師・相談員派遣
4. 市町村における空家等対策協議会等への委員派遣
5. 空家等対策業務に関する当会事業担当者向けの研修
6. 空家等対策事業担当者の募集及び名簿登録作業
7. 空家等対策事業に関する情報収集及び他の団体との情報交換